

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日は休日がとる)

目次

◇選管告示

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所

参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを行う日時等

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

つき選挙運動に関して支出できる金額

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

つき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における候補者

から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

◇参議院比例代表選出議員選挙における候補者

から選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和六十一年七月六日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
選挙長 鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄

2 選挙長の職務代理者 鳥取市吉成一〇八一 横地 繁
二 参議院比例代表選出議員選挙

1 選挙分会長 鳥取市青葉町一丁目三二九 前田忠雄
2 選挙分会長の職務代理者 鳥取市吉成一〇八一 横地 繁

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和六十一年七月六日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和六十一年七月六日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

裏

折目

名 姓 氏 者 候 補 者	。注 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

表

折目

昭和六十一年執行
参議院鳥取県
選挙区選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

表

昭和六十一年執行
参議院鳥取県
選挙区選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

裏
折目

政党その他の政治団体の名称又は略称

欄内に一つ書くこと。

。注
意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、

表
折目

昭和六十一年執行

比例代表選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

備考

裏

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

表

昭和六十一年執行

比例代表選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和六十一年七月六日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

一日時 昭和六十一年六月十九日 午後五時十分
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和六十一年七月六日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

一日時 昭和六十一年六月二十三日 午前十一時
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第四項の規定による

選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規定（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和61年6月18日 水曜日

鳥取県公報

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和六十一年七月六日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第二項の規定による名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十六条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

一日時 昭和六十一年六月二十六日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和六十一年七月六日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会
場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

2 日時 昭和六十一年七月九日 午後一時三十分

昭和六十一年七月六日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、一千七百二十万七千八百円であるので、同法第一百九十六条の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、一千七百二十万七千八百円であるので、同法第一百九十六条の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和六十一年六月十七日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

鳥取県選舉管理委員会委員長 前田忠雄

鳥取県において選舉権を有する者の総数の五十分の一の数	九、〇四四
鳥取市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一五〇、七四〇
鳥取市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	三三、一七四
米子市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	三一、五六八
倉吉市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一二、六三〇
境港市において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	九、〇二〇
岩美郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八八
八頭郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一四、五四二
気高郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇六八
東伯郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七二一
西伯郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	一三、三四〇
日野郡において選舉権を有する者の総数の三分の一の数	六、七八七

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選舉管理委員会委員室	参議院鳥取県選舉区選出議員選舉選舉長 前田忠雄
二 日 時 昭和六十一年七月三日 午後五時二十分	

参議院比例代表選出議員選舉選舉分会长告示

参議院比例代表選出議員選舉選舉分会长告示第一号

昭和六十一年七月六日執行の参議院比例代表選出議員選舉において名簿届出政党等から届出のあつた選舉立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十八日

参議院鳥取県選舉区選出議員選舉長告示第一号

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選舉区選出議員選舉において候補者から届出のあつた選舉立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選舉立会人とな

参議院比例代表選出議員選舉選舉分会长 前田忠雄

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選舉管理委員会委員室	参議院比例代表選出議員選舉選舉分会长 前田忠雄
二 日 時 昭和六十一年七月三日 午後五時十分	

るべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。